

## ペリー来航以前における海防政策の展開

相州三浦郡の海防負担を中心に

松田隆行

### はじめに

明治維新について、その始期の設定に関して、国内的要因と国際的要因をそれぞれどのようにとらえるか、また、どのように関連づけてとらえるのかということが、これまで問題にされてきた。しかし、この問題は、今なお解明され切っていないと言えよう。この問題を議論する際に取り上げられるのが、天保期である(1)。天保期は、一般に「内憂」と「外患」の時代であるとされてきた。一般的に、「内憂」とは、一揆・打ちこわしや、幕藩権力内部における雄藩の自立化の動きに象徴される国内的矛盾を指し、「外患」ないしは「外庄」とは、外国船の渡来にもなつて生じてくる侵略の危機(2) 対外的な危機のことを指すとされてきた。さて、この「外庄」については、これまでは、天保期のそれとペリー来航以降のそれが取り上げられてきた。しかし、その中間の時期であるペリー来航以前の弘化・嘉永期の検討はあまりされてこなかった(3)。近年になつて、この時期の「外庄」に関する研究が盛んになつてきたが(4)、それらの研究はいずれも幕府政局の分析が中心であり、この時期を明治維新史の中に位置づけるには、さらなる分析が必要であらう。その際、「外庄」への対応としての対外防衛問題であるところの海防問題(5)の検討は、この時期の「外庄」の意義の解明に不可欠であらう。なぜなら、この時期は、海防問題が最大の政治問題となつており、海防問題は、この時期を規定する一大要因であつたからである。それゆえ、海防の実態の解明が必要とされるのである。それは、明治維新の国際的要因の解明から、国内的要因との統一的把握へといたる手掛かりを与えるものとなるであらう。

本稿では、その前提作業として、海防の現場であり、最前線であ

る相州三浦郡を対象として、ペリー来航以前の海防負担の実態とそ  
の村方への影響を中心に若干の検討を行うこととしたい。それは、  
海防負担の村方への転嫁こそが海防の進む最大の問題点であつたか  
らに他ならない。すなわち、海防諸負担の村方への転嫁が村方の疲  
弊をもたらし、さらにはその疲弊が一国中に及ぶことが、海防担当  
藩はもとより、幕府も問題視するにいたつてゐることがそれを物語  
つてゐる(6)。

### 第一章 ペリー来航以前の海防と相州三浦郡

#### 一 ペリー来航以前の海防

先ず、ペリー来航以前の海防について概観することにする。

天保十三年七月、幕府は異国船打払令を撤回し、薪水給与令を発し  
た。そして江戸湾の警備を強化して、相模国側には川越藩に一手警  
備を命じた(7)。弘化四年には、彦根藩が新たに参入した。

次に天保十三年からペリー来航までの時期の主な異国船の江戸湾  
渡来状況と対応をみてみよう。まず、弘化二(一八四五)年、米國  
捕鯨船マンハッタン号が浦賀に來航する。この時、藩士は出陣し、  
農民・漁民も多数動員された。翌弘化三(一八四六)年には、米國  
東インド艦隊指令長官ビッドルの率いる軍艦二艘が來航する。この  
時も、村々から動員され、嘉永二(一八四九)年のイギリス船マリ  
ナー号來航の時も、同様に動員が行われた。このような動員の際に  
は、浦方の村々からは鮮魚運搬などに携わる押送船などの船とその乗  
組員としての水主が多数挑発され、偵察にあたりたり、検分を行つ  
たりした。また、陣屋に駆け付けて、物資運搬・炊き出しなども  
動員された者の役目であつた。このように、村方の農民・漁民は、

異国船渡来のたびごとに動員された。さらに、その他にも、人馬継立てや御用金などの負担が存在した(7)。

## 二 相州三浦郡

川越藩の海防任命によって、浦賀周辺を除く三浦半島のほぼ全域が川越藩領となった。さらに、後には、彦根藩の参入によって三浦半島の西海岸が彦根藩領となる。三浦半島は海防の最前線であった。

三浦半島は、全体的に山がちである。一村ごとの、一戸あたりの持高をみると、平均して二、四石の村がほとんどである(8)。そのため農業の他に、種々の農間渡世や漁業が生活の再生産のために大きな比重を占めていた(9)。こうした農業生産力の低さとそれを補う農間渡世と漁業生産の不安定さは、諸々の海防負担の村方への影響を考える際に重要な意味をもってくる。

## 第二章 海防負担の実態とその影響

### 一 海防負担の実態

さて、本節においては、在地の農民、漁民に課された海防負担は、彼らにどのような影響を与えたのかを中心に検討する。先ず、彦根藩の支配下の村々からみてゆこう。

さて、以下で検討する史料(10)は、嘉永元(一八四八)年七月に三浦郡の駅場役人、惣代等が海防御用の人馬継立てが激増して村々が難渋したため、救済を求めて彦根藩に提出した願書である。

この願書の前半部分では、領主が交代することに、負担がどう変化して来たかを述べて、それによって、村々がいかにして難渋するに至ったのかを説明している。

それによると、天保一四(一八四三)年に川越藩が相州側の江戸湾警衛に任命されてから、在地へ課される負担が本格化したことが分かる。この時から、藩によって、「郡夫」が使用されるようになった。「郡夫」は、台場、陣屋の普請への動員、幕府や藩の役人の近海検分時の通行や藩の役人の勤務交代時の通行に際して行う人馬

継立て等を行う。この「郡夫」には、藩から賃金が与えられた。それは、一人につき、百七十二文、馬一匹につき、三百四十八文であった。そして、この藩からの賃金に、村方から出した賃金を加えるという「足銭」を行い、その総額を賃金として与えた。つまり、勤人足には、村方から七十二文づつの足銭をして、一人につき、百四十八文の賃金が与えられ、馬には、村方から百四十八文の足銭をして、一匹につき、五百文の賃金を与えられた。

さらに、この他に異国船渡来に備えた訓練が行われ、農民、漁民が動員された。訓練に動員された船には、藩から与えられた三百四十八文に村方からの百四十八文を加えた五百文が「損料」として与えられ、動員された「船頭水主」には、「夫人同様」に、百七十二文が「御手当」として与えられた。

これらの「夫役人馬」は、「壹ヶ年平均人足五千三百三十八人、馬式拾六発程ツ」であり、これに前述のやり方で賃金が与えられていたのである。このように、人足も、人馬継立ても、訓練への動員も、生産活動から離れなければならないという点で村方にとっては大きな負担であったのに、その上、その賃金の一部まで村々は「足銭」というかたちで負担せねばならなかったのである。

やがて弘化四(一八四七)年になると、相州側の警備に彦根藩が新たに任命されて、川越藩と彦根藩の二藩が相州側の警備を担当することになった。しかし、この彦根藩の警備への参入は、在地の負担を激増させたのであった。

「(前略)然処去末年(弘化四年)引用者注)当御家様(彦根藩引用者注)・川越様御備場御場所御引方ニ相成、当御領分御高壹万四千六百四拾七石余御座候処、日々駅場立人馬並夫役御用人足等夥舗、百姓共農暇も無之、悲歎之中千辛万苦を以相勤、殊更駅場村々ハ海道筋宿場と同様、日々役人共相詰難渋致し、(中略)乍恐難渋之廉々左ニ御愁願奉申上候(後略)」

つまり、彦根藩領になってから、「日々駅場立人馬並夫役御用人足」が激増し、そのため「百姓共農暇も無之」という状態になり、

「駅場村々」は「日々役人共相詰」ているので、その接待のための出費がかさんで「難渋」しているのである。

そして、彦根藩の海防参入を契機とする難渋の激化について個別に説明をしてゆく。

「(前略)一、去々午年迄川越様御一手御領分、御備場付も三万石程之御高ニ而御軍役相勤候処、去秋以来当御領分(彦根藩領一引用者注)ニ相成、御備場付御高壹万四千石余ニ而半銀ニも不引足御高ニ而村々夫役相勤、作恐御大家様之御義、御家中様方も御先領と違過分之御大勢ニ而、(中略)人馬共格外ニ相殖、御往返之御方様も被下候御定賃錢人足壹人壹里貳拾八文・馬壹疋五拾六文御払有之所、宿方と違宿屋等無御座候ニ付、右賃錢ハ不残駅場入用ニ差入来申候、依而人足へ遣候賃錢一里百文・馬一疋貳百文之割合ヲ以、駅場村並助郷村々々件之通出錢仕割渡候義故、村々なん義至極仕候(後略)」

川越藩が一手警備をしていた時は、御備場付の三浦半島の村々は三万石程であった。その三万石の村々は、彦根藩が警備に参入してくると、半島の東側は川越藩によって、西側は彦根藩によって半島を東西に二分されるかたちで支配されるようになった。その結果、彦根藩領の御備場付村々は、一万四千石余になったわけである。ところが、そうなると、これまでは三万石に割付けられていた夫役等の諸負担が、一万四千石余に割付けられることになる。そのため、各村に割付けられる負担は当然大きくなる。しかもそれだけではなく、負担の全体が川越藩一手支配の時よりもはるかに多くなつたのである。つまり、彦根藩は、「御家中様方も御先領と違過分之大勢」なので、それだけ一回に継立てる人馬の数が多くなるわけである。更に、この大勢の家臣団が海防の強化に伴って検分その他で頻繁に通行するのである。だから、人馬継立ては、一回ごとの量と継立ての回数が増加することにより、全体の量が激増する。引用史料の中略した部分には、その具体的数値が記されているので、それを検討しておこう。秋谷、本和田の両継場について、川越藩領時代の両駅

平均一ヶ年の人足数・馬数と彦根藩領になった弘化四年八月から嘉永元年六月までの十一ヶ月間の両駅平均の人足数・馬数を比較すれば、次のように増加している。すなわち、人足は、二百五十二人から四百九十一人になり、十六・六倍の増加を示し、馬は、二十四から四百五十五匹になり、二十二・七倍の増加を示している。次に、「浦賀・三崎・大津等之継分之場所」なので「平日人馬之立方」が「別段多い」小坪村について、同様の比較をすれば、次のようになる。人足は、千八十人余から四千九百二十三人になり、四・五倍の増加を示し、馬は四十匹余から四百六十七匹になり、十一・六倍の増加を示している。以上が「人馬共格外ニ相殖」えたことの実態である。これらの人馬には、賃金が人足一人一里二十八文、馬一匹五十六文の割合で与えられていた。しかし、それは、「不残駅場入用」に消えてしまうので、人足一里百文、馬一匹二百文の割合で駅場村、助郷村から出銭して足銭をした。この莫大な人馬の賃金を村方で負担せねばならなかったがために、「村々なん義至極仕候」という状態に至つたのである。

また、幕府や藩の役人の巡視、検分の際に村方で行う接待も重い負担であった。

「(前略)一、御家中様方始都而御国元・江戸表等々上宮田・三崎等江御詰替之節、御休泊之節は、道中筋と違、旅籠屋無之、民家を借受御宿賄仕、素より在方之儀夜具等は勿論膳碗其外平常用意も無之、何れも其時々損料を以借受又は買求、俄之御賄御主人様と一泊百七拾五文、一昼八拾四文ツ、被下、聊御馳走ケ間舖義ハ不仕候へ共、損料銭等相払ひ、殊ニ手馴不申義ニ付、都而難墜不少、右御旅籠払ニ而は、逆も難相勤ニ付、御主人様ニ付五文ツ、足合仕相勤、難渋至極仕候、(後略)」

このように、道中筋と違って旅籠屋がないため、民家を借りて宿賄いをするのである。その準備その他を含めて宿賄いは、出費がかさむのみならず、出費がかさむがために「御籠払」のみでは宿賄いを継続出来ず、そのためにこれまた村方から出銭しなければ

ならなかった。この出銭もまた、村方を難渋させる原因となつたわけである。

また、海防の拠点である陣屋に關係する御用人足は海防の強化に伴つて激増した。

「(前略)一、御作事方其外御賄力・大筒・御鉄炮御稽古、都而御陣屋元御用人足過分之義、御固御場所ハ当御領分ニ相成、益々御手厚御用人足も格外ニ相殖、(中略)前々之振合ヲ以貨錢相渡遣候義ニ付、郡中之痛ミ不有形難儀至極仕候間、何卒出格之御憐愍被下置度奉願上候、(後略)」

このように、在地の領民は「御陣屋元御用人足」として、「御作事方」すなわち陣屋、台場の普請や「御賄方」、更に「大筒・御鉄炮御稽古」に動員された。これらの御用人足が激増したのである。引用史料の中略部分によると、弘化四(一八四七)年の冬から、嘉永元(一八四八)年の六月までに人足は八千三十二人、馬は二百五十五匹にもなっている。これらの人馬には賃金が与えられたが、こゝでも、それに村方から足銭している。これだけ多数の人馬の賃金へ足銭をすれば、村方にとっては大きな打撃となる。そのため「郡中之痛ミ不有形難儀至極」という状態になつたわけである。更に、異国船渡来に備えた訓練も村方にとっては重い負担となつた。

「(前略)一、御船乗御稽古等之御用ハ御先領ニ而も無賃ニは御座候へ共、御当方様ニおるては御船打御稽古・御船乗御稽古も多分之御人数、右に准船水主夫役等格別相嵩なん渋至極仕候、(後略)」

こうした稽古は「無賃」であり、それが彦根藩領になつてからはその規模も拡大して、それに伴つて夫役もかさむようになる。稽古に動員されれば、その間は農業・漁業等の生産活動から離れなければならない、しかも無賃とあつては、この稽古も大きな負担であつたことがわかる。

そして、以上のことについて、次の様に願ひ出ている。

「(前略)当御領分ニ相成候而は、御高も半減ニ相成、夫役之御用ハ莫大ニ相嵩ミ、村々行立不相成、自然可及潰と小前末々迄も悲歎ニ沈ミ、日夜不安、寝食進退差迫途方暮、誠以当惑至極仕候間、何卒格別之御慈悲、前条必至難渋之廉々、御憐察被成下、都而軍夫賃錢之義畏御憐愛之御慈悲を以如何様共御救立之御憐愍被成下置候ハ、生々冥加至極難有仕合ニ奉存候、(中略)此段不願恐御歎願奉申上候、(後略)」

つまり、以上みてきた海防負担が村方の「百姓成立」を危うくしており、そのため藩に「御救立之御憐愍」を求めて歎願をするに至つた(11)ことがここから明らかになる。

さて以上が嘉永元年の歎願書であるが、これには、「人馬勤方仕訳書」が別紙として添えられている。これによって川越藩領時と彦根藩領になつてからの海防負担を比較してみよう。三駅継立人馬、御用人足など負担全体では、人足は一万四千四百五十九人、馬は千五十九人増加している。三駅継立人馬の増加は、先にみたとおりの勢の彦根藩の家臣団が頻繁に通行することによるものであり、御用人足の増加は海防強化によるものであることがわかる。

以上が嘉永元年の歎願書であるが、この文書全体は、嘉永元年以降に再歎願した時のものであり、これ以降に再歎願の際に書き加えられた部分が続く。そこには再歎願に至る経緯が述べられている。それによると、歎願書は藩に受け取ってもらえたものの、御用人足も藩の家臣団の通行も一向に減ることはなかつた。

「(前略)往々此姿ニ而は農具代・肥代等、漁師ハ船・網拵方行届不申、自然持荒し候外無御座、百姓相続相成候様無之、(中略)乍恐以書付奉再歎願候、已上」

これによると、海防負担に伴う支出の増大によつて、農具や肥料、船や網といった生産活動に必要な生産手段の購入や修理を行う経済的な余力すら、在地の農民・漁民は持ち得なくなつていくことがわかる。このように、海防負担に伴う支出の増大は、在地の農民、漁民の生活の再生産を支える生産活動の継続を阻害する要因と

なっていたのである。

また、嘉永五（一八五二）年、すなわちペリー来航の前年には、三浦郡の人馬継立組合が、過重な人馬継立負担によって、「小前卒而難決之旨申出」る事態となったために、彦根藩に救済を嘆願している（12）。

では次に、川越藩領について検討してゆこう。嘉永五（一八五二）年に川越藩は、彦根藩が海防に参入した際に上知した村々の代わりに与えられた村々を海付村々に引替えてくれるよう幕府に願ひ出ている。以下に検討する史料（13）はその時のものである。

この願ひ出に先立つ弘化四（一八四七）年に、川越藩は、同様の願ひ出を幕府にしている。この年、彦根藩が海防に参入したことにともない、川越藩の相州分領のうち一万四千石余の上知を命じられた。すると、上知された領分に付属する水主をこれまでのように海防に使用することが出来なくなる。そのため、水主が存在する海付村々の引替えを要求したのである。しかし、その願ひは幕府に認められず、依然として水主は不足したままになった。その結果、水主・夫人が不足して、従来通りの警備が不可能となってしまった。すると、以前に比較して一人当たりの負担が増加し、次のような事態が生じた。

「（前略）兼而異船渡来仕、警衛人数長々出張為仕候節迎も、家中之者共と違水主・夫人之義者交代申付、農事且父母・妻子之養方之都合をも為付候義ニ御座候処、去ル未年上知被仰付候以来ハ、格別人減ニ相成候処ニ、不得止無理成仕向ニ仕、異船渡来之節者昼夜立切為相勤候事故、悉相勞難決仕処ハ人氣相ニも相拘り候模様ニ相聞、（後略）」

これまでは、水主・夫人は藩の家臣と違って交代制をとって警備をしていた。異国船渡来時には、村方から十五、六〇才の男子が動員されたのであるが、農業・漁業等の生産活動における彼らの労働は、父母・妻子等家族の生活の再生産するために重要な役割を果たしていた。それゆえに彼らを異国船渡来時に長期間出張させると、

彼らが生産活動から離れねばならぬため、それだけ村方への影響は大きくなる。それだからこそ、川越藩は交代制をとったのであり、これは藩の「百姓成立」への配慮といえる。ところが、交代制は、上知に伴う水主・夫人の不足によって実施不可能となってしまった。その結果、「悉相勞難決仕候処ハ人氣相ニも相拘り候模様」になってしまったと述べている。こうした状況を打開するためには、まず一人当たりの負担を軽減する必要がある。そのため、川越藩はこの嘉永五年に再び海付村々引替え願ひをすることを評議していた。ところがそうしているうちにも、一昨年以来警備が強化され、台場と大筒の増加に伴い、警備に必要な人数は更に増加し、ますます水主・夫人は不足し、事態は悪化した。その結果、次のような事態が生じた。

嘉永五年四月に異国船が渡来した際に水主・夫人を徴発したが、「人夫出方遅刻仕、船も同様遅刻」したので、その原因を調べたところ、次のようなことが判明した。

「（前略）素々不足之人夫ニ而不理成仕向ニ相居候故、馳付候上ハ如何様長々可相成も難計、昼夜立切ニ而引替等ニ者不相成事故、陸夫人之義者麦作取入を始、田畑作付等之手段並妻子養ひ方之工夫相付候上ならてハ罷出候義も当惑致、水主共之義者漁業一派ニ而其日暮之者多、尚更妻子養ひ方手当相付候は而者罷出候義、是又当惑ニ存候処ハ自と遅刻相成候趣ニ相聞、（後略）」

もとより人数が不足したままで動員が行われるので、どれほど長期に渡って警備をするのか分からない上に、交代制はとれずに「昼夜立切」で警備をせねばならない。だから、陸夫人は動員されている期間は農業を行うことが出来ないの、「妻子之養ひ方」の工夫をした上でなければ動員を命じられても「当惑」してしまうというのである。更に水主は、不安定な漁業に携わって生計を立てている「其日暮之者」であるがゆえに、動員されて漁業から離れることによって生活の再生産が非常に困難となる。だから、これまた動員を命じられても「当惑」してしまうのである。そのため、水主・夫人

ともに遅刻したという。

以上のような村方の動向を理由として、この嘉永五年に再び幕府に海付村々引替願いを申し出たのである。結局のところ、川越藩にとって海防と「百姓成立」の矛盾に対処する方法としては、一人あたりの負担を軽減すべく幕府に海付村々引替え願いをするより他なかつたのであつた。しかし、その願いも幕府には聞き入れられず、矛盾はさらに激化していく。そのため、川越藩は自らの手で「百姓成立」を保証するための策を講じなければならなくなつた。

そのため、嘉永六年五月、すなわちペリー来航の直前に、川越藩は、相州分領に達書を出している<sup>(14)</sup>。この達書が出された背景には、村方から海防負担の軽減、免除を求めた歎願書が相次いで提出されたことがあるが、この達書の冒頭部分からわかる。この達書には、「百姓成立」を保証するために、以下の策の実施が述べられている。第一に、万一、異国船が渡来した時は、「夫人と荷を始、諸入用其都度ミミ下方難渋不相成様專御含可被成下」こと、第二に、「公儀御役人」が通行する際にかかる費用が、「壹ヶ年百両以上相成候ハハ半數可被下置」こと、第三に、「公辺国役金御手限高掛等之義」は、免除は不可能であるが、「取立候丈ハ其節御手當可被下候間、免除同様可相心得候」こと、第四に、水主・夫人については、「(前略)尤詰切中妻子手当差支候ものも有之、右等之用意致候ため、異船渡来之節罷出候義、遅々致候様ニ而ハ不相濟ニ付、右等之向ハ取調之上、壹人ニ付一日玄米五合宛御手當可被成下」ことである。

以上がみてきたように、海防の最前線である三浦半島は、負担の重圧によって、「百姓成立」が脅かされるという状態で、ペリーの来航を迎えねばならなかつたのである。

### むすびにかえて

以上のように、ペリー来航以前期の海防においては、海防諸負担が村方の「百姓成立」を危うくするため、海防を強化すればするだ

け、「百姓成立」の危機を訴え、負担の軽減、免除を求めた歎願書が相次いで村方から提出された。ペリー来航直前には、村方の海防負担は、負担能力の限界を既に超えていたと言つてよいであろう。以上みてきた事実ゆえに、ペリー来航以前に海防担当藩と幕府は、海防の強化と百姓成立との矛盾に苦悩することになるのであり、このことがこの時期の海防政策の展開を規定していたのである。このことをふまえて、海防をめぐる幕府政局の動向や海防担当藩と幕府との関係、さらに村方の動向<sup>(15)</sup>を検討することが次の課題となるが、それは別稿に譲る。

### 註

- (1) 天保期の研究史をふまえた諸問題の整理としては、北島正元「天保期の歴史的位位置」(『幕藩制国家解体過程の研究』吉川弘文館 一九七八年 所収)を参照。
- (2) たとえば、田保橋潔『近代日本外国関係史』(一九三〇年、一九七六年復刻、原書房)、井野辺茂雄『幕末史の研究』(雄山閣 一九二七年)など。
- (3) 三谷博「開国前夜」(『年報近代日本研究』7 日本外交の危機意識)山川出版社 一九八五年)、藤田覚『幕藩制国家の政治史研究』(校倉書房 一九八七年)など。
- (4) 海防問題についての研究については、針谷武志「外圧期について」(『関東近世史研究』第三〇号 一九九一年六月)の関係文献目録を参照。
- (5) 幕府が弘化・嘉永年間に行った海防についての諮問の中で、このことが問題にされている。この点、藤田前掲書を参照。
- (6) 川越藩の海防政策についての研究としては、高橋令治「川越藩における江戸湾防備」(『法政史学』一二号、一九五九年)、筑紫敏夫「川越藩相州分領の地方支配について」(『法政史学』三二号、一九七九年)、田村正純「川越藩の相州警備について」(『国史談話会雑誌』二二号、一九八〇年)、

- 益田愛「天保改革期の江戸湾防備」(『論集きんせい』六号、一九八一年)がある。
- (7) 海防負担について概観したものと、筑紫敏夫「江戸湾沿岸警備と支配体制の変容」(『歴史手帖』一一六号、一九八三年)がある。
- (8) 若命又男家文書 嘉永六年二月 「御預所村々高人別取調帳」(横須賀史学研究会編『相州三浦郡秋谷村(若命家)文書』中巻 四〇〜四二頁)。
- (9) 安池尋幸「相州三浦郡における近世の産物生産と流通について」(『横須賀市博物館研究報告(人文科学)』第三四号、一九八九年一二月)。
- (10) 前掲『相州三浦郡秋谷村(若命家)文書』中巻二〇〇〜二〇四頁。
- (11) このような海防負担に対する「百姓成立」の要求については、奥田晴樹「海防の社会的費用」(『京浜歴史研究会報』第六五、六六号 一九八九年七月、九月)を参照。
- (12) 『逗子市史』資料編Ⅱ近世Ⅱ 四四〇〜四四四頁。
- (13) 『神奈川県史』資料編10近世7 一七七〜一八三頁。
- (14) 同右 一八三〜一八四頁。
- (15) 海防体制下の村方の動向についての研究には、筑紫敏夫「江戸湾防備政策の展開と民衆の論理」(『関東近世史研究』第三〇号 一九九一年六月)、浅倉有子「江戸湾防備と村落」(同第三二号、一九九一年十月)がある。

〔付記〕

本会の「『県史』を学ぶ会」幕末開港編において、多くの有益な御教示を賜りました。その御教示をもとに本稿を成稿することが出来ました。末筆ながらここに深く感謝の意を表します。

